

# 言語危機からみる中国の共通語政策

宮 本 大 輔

## はじめに

本論は中国における普通話（共通語）政策を言語危機という新たな視点から分析したものである。一・「普通話とは何か」では、普通話の形成過程と普及意義について、二・「普通話政策」では、全国共通の普通話政策、そして少数民族に対する言語政策の問題点について論じる。

普通話は、一九五五年に正式に中国の共通語として定義されて以来、全国に普及されている。確かに、普通話と「共通語の存在は五六もの民族が共存する中国においては民族間、地域間交流の促進、様々な分野の発展に大いに貢献する。また、五五の政府公認の少数民族語に関する保護も国や地方の法律・法規によつて規定されている。だが、その一方で国家非公認の少数民族語保護に関する記述がほとんど見られず、言語危機をいつそつ加速させる側面があることも看過することはできない。故に、本論では現在中国では議論されていない普通話（共通語）政策と言語危機の関連性について論じる。

## 一・普通話とは何か

### 一・普通話の形成過程

普通話が正式に定義されたのは一九五六年である。だが、中国における威信言語という意味での共通語の存在は、遠く周代（B・C・一二世紀～B・C・二三二年）にまでさかのぼることができる。当時はそれを「雅言」——即ち、正しい言語と呼んでいた。諸子百家の先駆けである孔子は、全国を巡り、仁を説いたが、その際用いたのは、彼の故郷である魯国の方言ではなく、各地で通用する雅言だったのである。その他にも、『詩経』、『易伝』、『論語』などの先秦時代の文献が、この「雅言」を用いて書かれている。このことから、当時の知識人たちはこの「雅言」を重視し、よく用いていたと考えられる。

また、前漢末期の文学者揚雄<sup>(1)</sup>が編集した『方言』<sup>(2)</sup>では、方言と相反する概念を表すものとして「通語」<sup>(3)</sup>という語が用いられている。

この「雅言」「通語」の中でも、「雅言」は、周代の主体民族、即ち周民族（中国以西、西北の遊牧民族（王柯一〇〇五））の言語を基礎としたもので、当時の国内の言語、或いは方言の不一致が、コミュニケーションを妨げ、全國統一に不利となっていたという事態が「雅言」を形成する文化的な背景となつた。またその後、南北朝期に入ると、中原地域には北方から侵入してきた少数民族が割拠する状況となるが、統治民族の入れ替わりが激しかつたため、少数民族言語が威信言語にまで至ることはなく、結局、多くのマイノリティは漢民族に同化した。このようなく同化現象を促進させた言語政策の典型的な例として挙げられるのが、北魏の孝文帝が四九五年に施行したものである。

「太和十九（四九五）年六月己亥、朝廷内において鮮卑語を話してはならない。これに違反した者は、罷免する。」

（《二十五史》「北史」卷三・魏本紀第三・二九〇七）

孝文帝は上記の勅令を出し、朝廷内での鮮卑語の使用を禁止した。この政策により、言語的な面で北方民族と漢族との同化は大いに促進されたものと考えられる。

その後、一一五年に女真族の完顔阿骨打が遼国を滅ぼし、金国を打ち立て、北宋を破って中原を占拠し、一二五三年に燕京一つまり、北京へ遷都すると、政治の中心も北京へと移り、中原方言を基礎とした「雅言」「通語」はかげりを見せ始め、最終的にはその威信を喪失し、明代の中頃に現れた「官話」にその地位を奪われた。

この官話は、いわゆるお役所言葉として現れた。明史にも「地方官僚はみな未熟であつたため、朝廷が任命した官吏と、言語が通じず、訓戒しがたい。」（《二十五史》「明史」卷三百十二・列伝第二百 四川土司二・八六五）という記述があるように、地方政府においては官吏同士で出身地により言語が通じないという状態だった。この状況を克服するために官話は重要な役割を担つたものと考えられる。また、金代以降政治の中心地となつた北京の方言言語を標準音としており、官吏に限らず、文人もこの官話を用いることが主流となつていていたようである。今日でも、官話という語は使用されているが、北京語を標準言語とする漢民族の共通語を指すのではなく、中国語北方方言の総称となっている。

その後、官話は官吏を中心として全国的に普及していったが、方言との差があまりにも大きいという理由からか、

一般民衆——特に福建、廣東地域には余り普及しなかつた。しかし、清朝雍正帝が福建、廣東地域に官話を普及させる旨を記した勅令を出し、この勅令は、官話の推進と普及に重要な役割を果たした。

その後、一九世紀末になると、それまで鎖国政策を採っていた中国は次第に開放へと向かつた。一九〇二年、京師大學堂初代校長吳汝綸は、日本へ視察に来た際に、日本の教育の普及状況と国語の均一化政策に深い感銘をうけ、帰国後、大學堂事務大臣張百熙に北京語を標準とした「国語」の推進を建議した。張百熙は吳汝綸の意見を取り入れ、官音を全国共通の言語として、師範及び高等小学校に「官話」という科目を設置することを決定した。

そして、一九一九年の五四運動から派生、そして形成された文学革命と白話文運動は国語運動の発展を大いに促進した。五四運動の前年、胡適はその著作『建設的文学革命論』の一節において、次のように述べた。

「我々が提唱する文学革命は、ただ中国のために国語による文学を創造するに過ぎない。国語による文学があつて、初めて文学をもつ国語を有することができる。文学をもつ国語があつて、初めて我々の国語は眞の国語といふことができる。」

（胡適 一九一八）

この考え方には、国語の推進と五四運動以後、全国を席巻した白話文運動に重要な影響をもたらし、強い勢力をもつた国語運動の発展に貢献した。その後一九三七年の抗日戦争勃発により中断されはしたものの、国語辞典の出版やスローガンなどによつて、漢民族の共通語の全国普及は順調に進んだ。抗日戦争終了後、民国政府は台湾と大陸間

の言語障害の克服に乗り出し、十年足らずで台湾における国語普及政策を完成させた。

その後、一九四九年に中華人民共和国が成立して以後の普通話の形成過程は以下の通りである。一九五五年十月の「全国文字改訂会議」及び「現代中国語規範化シンポジウム」において決定した「普通話」が漢民族共通言語の正式名称となった。そして、中華人民共和国国务院は一九五六年二月に発表した「普通話の普及に関する指示」において、普通話という概念を正式に定義した。

では、この普通話を普及させることのメリットはどこにあるのだろうか。以下の小節にまとめた。

## 一・二 普通話の普及意義

全国共通の普通話を積極的に普及させることは、五六もの民族が共存する中国において、人々が交流する上ででの言語的障害を克服する助けとなり、社会交流を促進させ、経済・政治・文化の構築と科学技術発展の上で、非常に重要な意味を持っている。改革・開放と市場経済発展に伴い、社会の普通話に対する需要は高まりはじめ、普通話の普及は良好な言語環境を築き、地域間の交流や物流、そして統一された市場の建設を促す大きな助けとなる。中国は多民族・多言語・多方言を有する国家であり、普通話は各民族・各地域間の交流を深め、国家の統一を保ち、中国人同士の結束力を強化するのに役立つだろう。また、言語は文化の重要な運び手であり、言語能力は基本的な文化素質である。普通話は中国が教育を全うし、世界と、そして未来の計画方針と向き合う際の助けとなる。そして、情報技術レベルは国家の科学技術レベルを表す基準の一つである。言語は最も重要な情報の媒体であり、言語や文字の規範化は中国語情報処理レベルを高めるための前提条件なのである。その上、普通話の普及は少数民族地

域の経済発展と社会条件、そして科学技術の発展のためには必要不可欠な条件の一つでもある。それでは、中国政府が普通話を普及させるために発布している法律・法規にはどのようなものがあるのだろうか。

## 二・普通話（共通語）政策

### 二・一 全国共通の普通話政策

本節では、数多く施行されている普通話政策をカテゴリー別に分析を試みる。

まず、普通話普及をマクロの面から規定したものとしてあげられるのが以下の二つである。

(a) 『中華人民共和国憲法』（一九八二）

第一九条..「国家は全国共通の普通話を普及させる。」

(b) 『中華人民共和国国家通用言語文字法』（二〇〇〇）

第三条..「国家は普通話と規範漢字を普及する。」

第四条..「国民は国家通用言語文字を学習し、使用する権利を有する。国家は国民が国家通用言語文字を学習し、使用する場を提供する。地方政府およびその関連部門は普通話と規範漢字を普及させる措置を採らなければならない。」

第五条..「共通言語文字の使用は国家主権と民族の尊厳を保ち、国家統一と民族が結束し、社会主

「義物質文明と精神文明を築く助けとなる。」

次に、以下の法律は、中国政府が発布した法律・法規の中の教育関連のものであり、その内容は普通話（共通語）を強力に推し進めるものとなつてゐる。

(c) 『幼稚園管理条例』（一九八九）

第一五条..「幼稚園では普通話を用いるものとする。」

(d) 『義務教育法実施詳細』（一九九二）

第二四条..「義務教育を実施する学校は教育と各種活動の中で、普通話の使用を普及するものとする。  
師範学院の教育と各種活動の中では、普通話を使用するものとする。」

(e) 『教育法』（一九九五）

第一二条..「学校およびその他の教育機関が行う教育は、全国共通の普通話と規範文字の使用を普及するものとする。」

(f) 『国家通用言語文字法』（一〇〇〇）

第一〇条..「学校およびその他の教育機関は普通話と規範漢字を基本的な教育に用いる言語文字とする。」  
第一八条..「国家通用言語文字は『漢語ピンイン方案』を注音の手段とする。初等教育では漢語ピン  
イン教育を行うものとする。」

第二〇条 .. 「对外漢語教育は普通話と規範漢字の教育を旨とする。」

(g) 『非識字者一掃条例』

第六条 .. 「非識字者一掃教育は普通話を用いるものとする。」

そしてメディアに関する法律もある。以下の二つの条文によつて、「出版物は国家共通の言語文字の規範と標準」に適合していなければならず、また、「ラジオ・テレビ局は普通話と規範の言語文字」を使用しなければならないことが規定されている。

(h) 『ラジオ・テレビ管理条例』(一九九七) 第三六条

(i) 『国家通用言語文字法』(二〇〇〇) 第一一条

また社会関連のものもある。以下の条文によつて、「国家機関は普通話と規範漢字を公用言語文字」としなければならず、「公共サービス業者は普通話を業務用言語」とし、「ラジオやテレビのアナウンサー、そして映画俳優、教師、国家公務員の普通話レベルは、国の規定する基準」に達していなければならないということが定められている。

(f) 『国家通用言語文字法』(二〇〇〇)

第九条 .. 「国家機関は普通話と規範漢字を公用言語・文字とする。」

第十三条 …「公共サービス業者は普通話をサービス用語とすることを提案する。」

第十九条 …「普通話を作業言語とし、その業務者は普通話を話す能力は養うものとする。普通話を作業言語とする、ラジオやテレビのアナウンサー、そして映画俳優、教師、国家公務員の普通話レベルは、それぞれが国の規定するレベルに達しているものとする。まだ国の規定する普通話レベルに達していない場合は、状況に応じて訓練しなければならない。」

これらの法令・法規を見る限り、やはり少数民族語の維持は非常に難しいと考えられる。何故ならば、ラジオやテレビのアナウンサーの使用言語が普通話に限定されるとすれば、少数民族語のメディアにおける言語活力は更に制限されてしまうからである。

黄行（二〇〇〇）の言語活力研究によれば、メディア言語は完全に普通話（共通語）に限定されているという訳ではなく、いくつかの少数民族地域では少数民族語を使用したメディア放送も行われている。しかし、それは非常に高い威信を備えたごく一部の少数民族——チベット族、ウイグル族、カザフ族、モンゴル族の言語を主とする。その他の少数民族地域では、民族語によるメディア放送はほとんど行われていない。

## 二・二 少数民族に対する言語政策の問題点

中華人民共和国成立後の言語政策を見ていく前置きとして、国民党政府期の言語政策との相違点を上げておきた

いと思う。国民統合を進めていよいよ中華人民共和国においては、少数民族自身が行う民族教育は、政府に与えられた枠内で行われているという色合いが濃い。しかし、二〇世紀前半の中華民国期は、そこまで統合が進んでおらず、その枠は今よりも緩やかで、朝鮮人やモンゴル人、チベット人、そしてトルコ系ムスリムなどの間では、自分たちのナショナリズムに基づいた独自の教育が行われていた。それと同時に、モンゴル人やチベット人を対象とした「蒙藏教育」及び「辺疆教育」と呼ばれる国家主導の民族教育が行われており、それらが時には相反し、また時には協調しながら全国に広められていった。（岡本 一九九九）

中華人民共和国成立以来、普通話を全国に普及するための言語政策は、中国政府が力を入れて盛り上げてきたものの一つである。だが、一九五七年に反右派闘争が勃発すると、地方民族主義批判が展開され、それと同時に言語の均一化、单一化、つまり、民族と言語の融合、漢民族との同化が叫ばれ始めた。その後、文化大革命期に入ると、林彪・四人組による少数民族言語圧迫が始まり、中央及び各地方政府では民族教育行政機関が廃止され、民族語による書籍なども差し止めになつた。更に、民族学校や民族語による教育も廃止され、民族問題はあたかも消滅したかのようであった。その後、一九七六年の毛沢東の死と四人組の逮捕によつて文化大革命が終了すると、文革によつて廃止されていた民族教育行政機関が次々に復活し、少数民族の権利保護を前面に押し出した法律・法規が公布され始めた。ここからは、特に少数民族に対する言語政策に的を絞つて見ていただきたいと思う。

その代表的なものとしてあげられるのが、一九八四年五月三日に発布された『民族区域自治法』と一九九三年に施行された『民族地域行政業務条例』である。これらの政策では、各マイノリティの母語教育を認めると同時に全国共通の普通話を推し進めることもうたつており、マイノリティのバイリンガル化を推し進めるものとなつてゐる。

### 『民族区域自治法』（一九八四）

第三十七条・「少数民族学生を主とする学校を開く場合、少数民族文字の教科書を用い、少数民族言語

で授業を行い、小学校高学年或いは、中学校には漢語課程を設け、普通話の普及に努める。」

第四十九条・「民族自治地方の自治機関は教育と各民族の幹部がお互いに言語文字を学習することを奨励する。漢民族幹部は現地の少数民族の言語文字を学び、少数民族幹部が学習し、自民族の言語文字を用いる際には、全国共通の普通話と漢文を学習しなければならない。」

### 『民族地域行政業務条例』（一九九三）

第四条・「民族地域の小中学校は少数民族言語と文字を用いて教育しても良いが、同時に普通話を普及するものとする。」

また、一九八六年に施行された『義務教育法』でも、少数民族の言語文字を使用することを認めてはいる。以下にその第六条を示した。

### 『義務教育法』（一九八六）

第六条・「学校は全国共通の普通話の使用を普及するものである。ただし、少数民族の学生を主に採用する学校は、少数民族共通の言語文字を用いて教育を行つても良い。」

この条文を詳細に見ていくと、この法律にはある問題が存在することに気付くだろう。それは、この条文が認め、保証しているのは、少数民族共通の言語文字による教育であり、決して各少数民族の言語文字を用いた的確な母語教育ではないということだ。つまり、マイノリティの中の更に少数民族の民族に対する配慮が為されていない。具体的な例は後述するが、政府によって少数民族と定められている民族の更に下位のカテゴリーに位置するマイノリティの使用言語は、二つの威信言語に押しつぶされる形となり、結果、消滅の危機に直面しているというのが現状である。

また、政府は少数民族のバイリンガル化を推し進めるものとして、以下のような通知や決定を施行している。

「国務院による改革の深化と民族教育発展の加速に関する決定」（二〇〇〇）

「教育省、国家人民委員会による「国務院による改革の深化と民族教育発展の加速に関する決定」を徹底して学習することに関する通知」（一〇〇二）

「国家教育委員会民族地域教育部による「全国民族教育発展及び指導要綱」印刷・公布に関する通知」（一九九二）

上記三つの決定及び通知は、全てマイノリティが各少数民族語を使用する権利を保障し、普通話と少数民族語のバイリンガルを奨励するものである。そして、各地方政府に二言語併用教育を行うことができる教師の育成、さらには各民族学校に二言語併用の教育部門を設置することを指導している。

その後、中央政府から通達を受けた各省、自治区政府において施行されている民族政策、特に少数民族言語の保

護に関する条例を以下にあげる。

黒龍江省民族教育条例（一九九八）第一一条・第二二条・第一三条・第一四条・第三〇条

包頭市民族教育条例（二〇〇二）第一八条

莫力達瓦ダフール族自治旗民族教育条例（二〇〇二）第一〇条

フフホト市民族教育条例（二〇〇〇）第一六条

遼寧省散居少数民族權利保障規定（二〇〇〇）第二二条

武漢市少数民族權利保障条例（一九九九）第一二条

雲南省紅河ハニ族イ族自治州民族教育条例（一九九九）第五条・第六条

吉林省少数民族教育条例（一九九九）第一〇条・第一三条・第一五条

上海市少数民族權利保障規定第一〇条

海南チベット族自治州民族教育業務条例（一九九四）第五条

雲南省西双版納傣族族自治州民族教育条例（一九九三）第二九条

雲南省楚雄イ族自治州民族教育条例（一九九三）第三〇条

新疆ウイグル自治区言語文字業務条例（一九九二）第二条・第四条・第七条・第一八条・第一九条

（夏國俊 二〇〇三・一三三五一一四三八）

上記の地方条例は、『中華人民共和国憲法』、『中華人民共和国教育法』、『中華人民共和国民族区域自治法』、『民族鄉行政業務条例』或いは『都市民族業務条例』に基づいて制定されている。また、武漢市少数民族権利保障条例を除き、少数民族のバイリンガル教育推進、少数民族の優遇政策、或いは教育方法について言及している。だが、このバイリンガル教育及び優遇政策には、地域差或いは民族差ともいえる明確な差異が見られる。

まず、教育制度についてだが、上記の条例中において、バイリンガル教育という言葉を明記しているのは四つ—（1）黒龍江省民族教育条例、（2）遼寧省散居少数民族権利保障規定、（3）吉林省少数民族教育条例、（4）海南チベット族自治州民族教育業務条例、（5）新疆ウイグル自治区言語文字業務条例である。（4）は特にチベット語教育に重きを置いている。その他の地域は、二つのタイプに分けられる。一つ目は雲南省彝族イ族自治州民族教育条例のタイプであり、条件付きでバイリンガル教育を認めている。以下に雲南省彝族イ族自治州民族教育条例第三〇条を示した。

第三〇条 漢語を解さない少数民族の地域では、バイリンガル教育を実施してよい。通用・規範文字を有する民族地域では、学校教育や非識字者一掃プロジェクトにおいて、該当民族の意志及び件に基づいてこれを運用することができる。また、漢語を解する少数民族の地域では、漢語を教育言語とする。

二つ目は莫力達瓦ダフール族自治旗民族教育条例及び雲南省西双版納タイ族自治州民族教育条例のタイプで、少

民族語を教育補助言語として漢語教育を行う。以下に莫力達瓦ダフール族自治旗民族教育条例第一〇条を示した。

第一〇条 民族小中学校は、民族言語を教育の補助言語として用いることができる。民族言語を補助言語として教育を行う民族小中学校は、課外授業を利用して、本民族言語の学習を進めるよう提言する。

民族小中学校は、全国共通の普通話及び規範文字を広めるべきである。

次に、民族優遇政策に関してだが、上記の条例中で民族学校卒業生が受験する際に自民族の言語文字を使用することを許可しているのは二つ—（1）黒龍江省民族教育条例、（2）遼寧省散居少数民族権利保障規定、（3）吉林省少数民族教育条例である。また学制の適正な延長を認めているのは二つ—（1）黒龍江省民族教育条例、（2）吉林省少数民族教育条例である。

ここで筆者はある点に着眼した。それは上記した地方条例のバイリンガル教育及び優遇政策の対象はほぼ朝鮮族及びチベット族、ウイグル族だけだということだ。実際、雲南省楚雄イ族自治州民族教育条例第三〇条を見ると、漢語、即ち普通話＝共通語を解する少数民族の地域ではバイリンガル教育は認められていないし、莫力達瓦ダフール族自治旗民族教育条例及び雲南省西双版納タイ族自治州民族教育条例では、少数民族は教育補助言語として使用することが規定されているだけである。このような事例は民族問題を色濃く反映している。新疆ウイグル自治区やチベット自治区の独立問題がその最たる例である。現在、中国で施行されている言語政策を含めた民族政策全般は、

独立を主張する少数民族を懷柔することが主な目的であるため、中国政府にとつて何の脅威にもならない村単位でしか存在しないような少數派マイノリティに対しては、何の優遇措置も採つていないとすることもできるだろう。したがつて、先にも述べたとおり、中国現行の言語政策が保証しているのは、チベット語やウイグル語、カザフ語などのようにいくつかの少数民族の共通語となつてゐる民族言語文字による教育であり、決してそれぞの少数民族言語文字を用いた的確な母語教育ではないということだ。つまり、マイノリティの中の更に少數派の民族に対しての配慮が為されていないのである。以下で詳しく述べるが、政府によつて少数民族と定められている民族の更に下位のカテゴリーに位置するマイノリティの使用言語は、二つの威信言語に押しつぶされる形となり、結果、消滅の危機に直面してしまつのだ。

孫宏開（二〇〇一）の統計によれば、現在中国に存在する言語総数は、一二二六である。つまり、中国には威信言語である漢語＝普通話と政府に少数民族語と決められている五五言語の他に、実際に政府未公認のマイノリティが使用している部族語が七〇存在していることになる。筆者のみるところによれば、中国政府が現在施行している言語政策及び地方条例において、この点について言明しているものは存在しない。内モンゴル自治区包頭市民族条例第一八条（二〇〇一年一月施行）及びフフホト市民族教育条例（二〇〇〇）第一六条がそのよい例だらう。以下に包頭市民族条例第一八条を示す。

第一八条 モンゴル言語・文字を用いて授業を行つ学校はモンゴル言語・文字教育の質を保証すると

同時に漢語文や外国語教育にも力を入れること。民族学校は法律に従い全国共通の普通話と

規範文字を普及させなければならぬ。モンゴル言語・文字を用いて授業を行う学校はモンゴル標準音を普及させなければならない。

上記の法律によれば、民族語であるモンゴル語自体の教育は保証され、モンゴル語は消滅することなく維持されいくだろう。しかし、内モンゴルに住むモンゴル族以外のマイノリティが用いる言語、即ち部族語については全く触れられていない。これは内モンゴル自治区包頭市内の条例ではあるが、ここまでに列举した地方条例を含むその他の法律・法規にも地域語や部族語を保護するような記述は見られなかった。

例えば、先日東京で開かれた危機言語に関する公開シンポジウムで、ボスターセッションを行った山越（一〇〇四）によれば、内蒙古自治区呼倫貝爾市中南部に位置するエヴエンキ族自治旗錫尼河西村及び東村に居住するシネヘン・ブリヤート（Shinekhen Buryat）のシネヘン・ブリヤート語は話者六〇〇〇人を有し、言語保持率も高い。だが、二つの威信言語（モンゴル語・普通話）の影響により、若年層を中心として大きく変化してしまったのである。更に、このシネヘン・ブリヤート語の話者の中にはモノリンガルはおらず、全てが二言語或いはそれ以上の数の言語を併用している。

また、戴＆王（一〇〇三）によれば、雲南省盈江県中缅に位置する（a）芒線村芒俄寨と（b）姐冒鄉芒緬村仙島寨に分布する仙島人は、一〇〇二年一二月の統計によると部族総数が七六人であったため、民族として認められていない、まさに消滅の危機に瀕した存在なのである。八〇年代以前、彼らは部族不明とされており、その地理的分布と言語的特徴からアチヤン族のグループに入れられていたが、生活習慣、宗教信仰、心理状態などにおいてア

チヤン族とは異なるため、近年一つの独立した部族としてみなされるようになった。

仙島語の特徴はアチヤン語薩川方言との間に多くの共通点が見られるため、両者は密接関連しているといえる。これらの事から、仙島人はアチヤン族から分化したものだと考えられる。

仙島人は元の民族主体から分化した後、海拔一四〇〇mという非常に劣悪な自然環境に居住したことによってその社会構造、経済状態、民族関係などが大幅に変化し、それが彼らの言語状況をも変化させ、ひいては仙島語の使用機能の変化と消滅危機を招くこととなつたのである。仙島語の使用機能の変化は二つの段階に分けることができる。一つは五〇年代以前のバイリンガル発展段階、もう一つは五〇年代以後のバイリンガル普遍段階である。注意しなければならないのは、ここで筆者が用いたバイリンガルとは仙島語と普通話のダイグロシア（二言語併用）を指すのではなく、本民族以外の少数民族言語と普通話のダイグロシア（二言語使用）、あるいは本民族以外の少数民族言語と更に別の少数民族言語のダイグロシア（二言語使用）を指すということである。

#### （a）芒線村「俄寨移住グループ

バイリンガル普遍段階期の一九五八年に一部の仙島人が山中にあつた村から芒線村芒俄寨に移住した。芒線村芒俄寨は主に漢族が居住していたため、仙島人は普通話を学ぶようになり、その結果彼らの母語使用状況は以下のように変化していった。

四〇歳以上の人々の間では聞くことも話すことも全く問題はないが、それ以下になると、まず話すことができなくなり、ついで話すことはおろか聞くことすらできなくなつてしまつていて。それでは仙島語を解する人々の言語

的熟練度はどうなのだろうか。熟練型に属するのは七二歳の老人ただ一人で、半熟練型に属すのは四〇歳以上の人々で日常会話には差し支えない。二〇～四〇歳の人々はわずかに理解できるだけで、聞くことはまだできる。仙島語の使用範囲も「よく一部（二世帯）に限られ、余腊萍と彼女の息子との間、楊腊光とその妻との間で用いられているのみである。

また、移住後四四年が経過した二〇〇一年当時には基本的に普通話への言語転用が完成しており、芒緬村芒俄寨の仙島語はまさに致命的な危機（Critically Endangered）に瀕しているのである。

#### （b）芒緬村仙島寨移住グループ

一九五八年に山中の村に移住しなかつた仙島人は一九九五年、政府の助けを借りて全て芒緬村仙島寨に移り住んだ。仙島寨は交通も便利で、仙島人の貧困問題は解決され、更に教育レベルも改善された。しかも、この仙島寨内では仙島語が主なコミュニケーション手段となつており、仙島人はほぼ仙島語を解する。彼らの母語熟練度は次の通りである。

熟練型に属するのは四〇歳以上の人々で、半熟練型に属すのは二〇～三九歳の青年・中年一三人でこれは全体の三一・七%を占める。そして、一九歳以下の少年・児童一五人は未熟型に属し、聴くことは問題ないが、少ししか話すことはできない。また、その内の何人かは既にジンポー語を転用している。

現在のところ、上述したように仙島寨内では仙島語が主に使用されているが、子供たちの中には家庭内では仙島語ではなくジンポー語を話すものもいる。仙島語のような政府非公認の少数民族言語の大部分は、中国の威信言語

である普通話によってだけではなく、その地域の威信言語である他の少数民族言語によつても消滅の危機に瀕している。

」のよう<sup>1</sup>に政府が少数民族と認めた民族の言語のみが維持され、地域語や部族語が軽視され、その母語話者は減少の一途をたどっている。民族語の維持もむろん重要なものであるが、民族語よりも更にマイノリティの生活に密着し、それ故に消滅により近い位置にいる地域語をこのまま放つておけば、マイノリティの地域語に対する言語忠誠度を更に悪化させ、危機状態を促進することになりかねない。

近年、英語が世界の他のマイノリティ言語を圧迫し、消滅の危機に追いやつているのと同様に、普通話も中国のマイノリティ言語―特に、政府が少数民族語と決めていない部族の言語を圧迫し、消滅への道を一途に歩ませている。筆者が考えるバイリンガルのあるべき姿は、あくまでも母語はそれぞれのマイノリティ言語とし、政治・経済などに参入する際や、他の民族とコミュニケーションを取らなければならぬ状況下に置かれた際の共通語として、各地域におけるマジョリティ言語を学習することである。

英語や普通話などのマジョリティ言語は、いわゆる「コミュニケーションの手段」として学習すればいいという点、つまりN.S. (Native Speaker) のよべな完璧なマジョリティ言語能力などは必要なく、他民族とコミュニケーションが取れればいいことである。

### 三・結論

現在、世界的に見ると、言語危機と言語政策の関連性は次第に重要視され始めている。しかし、中には多民族・多言語国家において言語の統一・均一化は必要不可欠なものだ、という立場もあり得る。「言語はただのコミュニケーションの手段にしか過ぎない」というような考え方は本当に正しいのだろうか。言語がコミュニケーションの手段としてのみ存在するならば、動物も類似したコミュニケーション手段——鳴き声や人の字ダンスなど——を持っていると言えるだろう。我々、人間の持つ言語だけが、思考や意志、そして感情を言語化し、「文化」を後世へと伝えていくことができる。このように人間の脳内で非常に重要な役割を担っている言語が消滅するということは、その言語の母語コミュニティに属する人々の独特な認知パターンや伝達方式が消滅する可能性を含んでいる。

今日、威信言語を転用している少数民族は決して自ら望んで母語を放棄したわけではない。その土地の威信言語を用いなければ政治・経済などに参入することさえできないこの世界で生きていくためには、威信言語を転用せざるを得なかつたのである。このように危機言語問題は、様々な要素が絡み合つた複雑な問題である。

また、中国政府は、二言語政策を推し進め、マイノリティ言語を保護しているとはい、筆者の見る限り、以下のような問題点が存在する。主要な保護対象となり、優遇政策を享受しているのは、自民族の文字を持ち、かつ比較的強い言語威信を有する一部の民族、例えばチベット族、朝鮮族、ウイグル族・モンゴル族だけである。その他の政府公認の少数民族に関しては、法律・法規により母語使用権利が認められてはいるものの、本文一三頁に示した地方条例でその優遇政策について、明文化したものはない。また、政府非公認のマイノリティが使用する言語に

関する配慮はなされておらず、結果、普通話（共通語）と地域的優位言語との二つの威信言語に挟みにされ、消滅の危機に瀕している。

このような状態の中で、マイノリティ言語である各少数民族言語—特に政府非公認の民族語が、いつまでもその原型を保つてはできないだろう。少数民族地域において、ある程度の威信を備える地域的優位言語であれば、近い将来忽然と消滅するということはあるまい。だが、遠い将来を見据えれば、地域的優位言語であるとも消滅の危機から免れ得るものは少ないだろう。

これは、今後の中国における言語政策が直面する重要な課題であると筆者は考える。

## 注

- (1) 揚雄（前五三～一八）：前漢の文学者・哲学者・言語学者。
- (2) 『方言』：『輶軒使者絶代語別国方言』の略称。前漢時代の各地の方言を記述したもので、方言で古語を、通語で方言を解釈している。
- (3) 「通語」：全國範囲或いは全民族間の共通語句のこと。または、いくつかの地域内で普遍的に用いられる語句のこと。

## 参考文献

- Bradley, David 1998 *Minority Language Policy and Endangered Languages in China and Southeast Asia*. in Kazuto Matsumura (Ed.), *Studies in Endangered Languages*, ひつじ書房
- Bradley, David 2002a *Language Attitudes: the key factor in language maintenance*, in Osahito Miyakawa (Ed.), *Lectures on Endangered Languages: 2 form Kyoto Conference 2000* ELPR: 1-160 (自分たちの言語をどう見るか—言語維持のための主要因、宮岡伯人・崎山理編／渡辺口・笛山史子監訳

消滅の危機に瀕した世界の言語 一一八—一三三 一〇〇一年 明石書店)

Bradley, David & Bradley, Maya 2002 *Language Policy and Language Maintenance: Yi in China*. in David Bradley & Maya David (Ed), *Language Endangerment and Language Maintenance: An Active Approach*. Routledge - Curzon

蔡富有 & 郭龍生主編 一〇〇一 語言文字學常用辭典 北京教育出版社 : 一一六

戴慶廈 & 王朝暉 一〇〇三 仙島語的語源其瀕危趨勢 民族語文第三期 : 一一一〇

方慧編 一〇〇四 中國歷代民族法律典籍 民族出版社

藤井 (宮西) 久美子 一〇〇一 近代中国における言語政策—文字改革を中心に 三元社

Golla, Victor 2002 言語が生きる残るとはどう「こと」か—小言語の（そう単純ではない）将来についての考察、宮岡伯人・崎山理編／渡辺己・笛

山史子監訳 消滅の危機に瀕した世界の言語 一三四—一四五 一〇〇一年 明石書店

桂傑 & 馮茵 一〇〇四 中国幾十種語言處于瀕危狀態 中国青年報 二月一六日

胡適 一九一八 建設的文学革命論 国語の文學—文学的国語 趙國華編 《胡適文存》 : 四一一五四 一九九六年 黃山書社

黃行 一〇〇〇 中国少数民族語言活力研究 中央民族大学出版社

金光旭 一〇〇三 中国のにおける少数民族言語の使用に対する法的保障 桂木隆夫編 『いとばと共生—言語の多様性と市民社会の課題』

金龍哲編訳 一九九八 中国少数民族教育政策文獻集 大学教育出版

林煮 一〇〇〇 普通話和北京話 語文出版社

羅竹風主編 一九九二 漢語大詞典 一〇一九四三

呂必松 一九九九 語言教育問題研究論文集 華語教學出版社

岡本雅享 一九九九 中国の少数民族教育と言語政策 社会評論社

彭国躍 一〇〇五 中国の言語政策とイデオロギー—「文字革命」の発生と挫折、『言語』 vol. 34, No. 3

上海古籍出版社 & 上海書店編 一九八六 《〔十五史〕「北史」卷三・魏本紀第三》

- 上海古籍出版社&上海書店編 一九八六 《二十五史》「明史」卷三百十二・列伝第二百・四川土司二  
孫宏開 二〇〇一 関于濒危語言問題 《語言教學与研究》第一期・一・一七
- 孫若窮主編 一九九〇 中国少数民族教育概論 中国労働出版社
- 王柯 二〇〇五 多民族国家 中国 岩波新書
- 夏国俊主編 二〇〇三 民族教育改革創新管理与評価 寧夏天地音像出版社
- 許嘉璐&陳章太主編 一九九九 語言文字学及其応用研究 廣東教育出版社
- 山越康裕 二〇〇四 いま起こりつある形態的変化・シネヘン・ブリヤート語—漢語の影響を受けつつある膠着的言語—第一回「大学と科学」  
公開シンポジウム—いま、世界のことばが危ない！グローバル化と少数者の言語—ボスター・セッション
- 于根元 一九九六 二十世紀の中国語言応用研究 書海出版社
- 中華人民共和国 二〇〇一 中華人民共和国国家通用語言文字法 中国法制出版社
- 周慶生 二〇〇〇 語言与人類 中央民族大学出版社
- 鄒嘉彥&游汝傑編 二〇〇一 漢語与華人社会 復旦大学出版社 香港城市大学出版社

# A Study of the Relation Between Endangered Language and Common Language Policy in China

Daisuke Miyamoto

**Abstract** This paper mainly discusses common language policy in China from a new point of view, “Languages Endangered” Putong-hua has been popular in the whole districts of this country, since it was officially defined as official language in China in 1955. “Putong-hua” this common language surely contribute much to promote communications of between peoples and developments of regions in China where 56 nations coexist. The preservation of 55 minority’s languages has been declared in a nation or region’s law. On the other hand, on description of unacknowledged minority’s languages hasn’t been found in Putong-hua policy, and this fact is the main reason for producing Endangered Languages. Therefore, this paper discusses a relation between common language and Endangered Languages in China, which is a new topic in Chinese social linguistics.

**Keyword** China / Language Policy / Languages Endangered / Ethnic Education